

(協議報告)

白岡市地域防災計画の改訂について

総務部

白岡市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市及び関係機関がその有する能力を有効に発揮し、市民組織及び市民との役割分担を基に、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、白岡市防災会議において策定されるものでございます。

本計画につきましては、昭和38年に策定され、改訂を重ねながら現在に至るまで市内における様々な災害対策を行ってまいりました。

令和2年度に本計画を改訂して以降、災害対策基本法の改正に伴う避難勧告・避難指示の一本化、盛土による災害の防止などに対応するため、国の防災基本計画や、埼玉県地域防災計画の改訂が行われております。

本市においても、昨年度に本計画の改訂に向けて「防災アセスメント調査」を行い、市内における自然災害の危険性、建築物やライフラインの分布などの社会的条件を評価し、各区域の災害特性を明らかにしながら、今後の長期的な視点に立った防災対策の強化を図るための詳細な結果を得ることができました。

今年度は、国や県との整合と「防災アセスメント調査」の結果を踏まえて本計画の改訂を行うため、7月に白岡市防災会議を開催し、改訂項目などの御承認をいただいたところでございます。

今後は、白岡市防災会議や関係機関の意見を反映させた改訂案の作成を行い、11月下旬頃に広く皆様の御意見等を伺うパブリックコメントを実施し、今年度中に本計画の改訂を行ってまいります。